

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

孫が虐待されているようです。 どうすれば親権を変えられますか？

孫のご相談に上がりました。

一人息子が7年前にようやく35歳で結婚し、2年後には孫(男児)も生まれて、私も夫も大変喜びかわいがっていました。夫婦関係がうまくいかなかったが、息子は2年前、残念ながら離婚に至りました。

息子より8歳下の嫁は、派手好きで浮気性のところがあり、私たちとしては、大事な孫は向こうに渡せないと考えていたのですが、肝心の息子が、小さい子供の親権はよほどのことがない限り母親に行くし、実際のところ、自分は夜も遅いので子供の面倒が見られないので仕方がないと諦

めたとのこと。協議離婚の際に孫の親権を嫁にしたのです。

息子は嫁に子供をよく見てもらいたくて、基準より多い月8万円もの養育費を支払い、月1〜2回面会していました。ですが、子供は会う毎にだんだんと元気がなくなり痩せてもいて、最近では体におかしな傷があり、原因を聞いてもなかなか言わず、

しつこく聞き出すと、どうやら若い男がよくアパートに通ってきていて、子供に暴力を振るうらしいのです。びっくり仰天しました。

親権を息子に変えてもらうにはどうすればよいのでしょうか？ そんな状況だと、嫁も孫が邪魔でしょうし、話し合って変更してもらえばよいのでしょうか？

家庭裁判所に調停を申し立てます。 お孫さんが幸せに育つ良い環境を。

大変ご心配なことですね。実際、今問題になっている児童虐待かもしれませんし。

お気持ちは重々分かりますが、親権の変更はそんなに簡単ではないのです。離婚時には当事者同士の話し合いで決めればよいのですが、いざ変更となると、裁判所に調停を申し立てなければなりません。重要なことは子供にとってどちらの親の元で育てられる方が幸せかということであり、子供の希望も大事なポイントです。家庭裁判所では調査官が入って、いろいろな状況を調査していきます。

変更を求める理由は虐待の恐れなのでしようが、相手が認められないし、かえってむきになって、今後面会させないと言い出すかもしれません。裁判所としても、仮に親権を父親にしたら、果たして父親が子供の面倒をちゃんと見るのか、放ったらかしになるのなら母親の方がましということもなります。息子さんはどう考えておられるのでしょうか？ 残業の少ない部署に変えてもらうとか転職する



とかいった覚悟はありますか？あるいはご相談者と同居して育児の協力体制を取るなど、真剣に考えておられるかどうか。

元嫁のご両親とはまだ付き合いがありますか？ あちらにとても大事な孫なので、様子を聞いてみるのもよいかもしれません。息子さんが元妻と会って、憂えていることを率直に話し、こちらは親権変更の準備が

あると伝えてもよいかもしれません。それでもし相手の承諾が得られれば、変更も認められやすくなります。

いずれにしても、この手の問題は当事者の複雑な気持ちや混じり合っただけ微妙です。子供さんができるだけ健やかに育つよう、良い環境を整えてあげられるとよいですね。

A